

公印省略

4保総第3084号  
令和5年3月9日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(保健医療介護総務課)

三師届における届出率の維持・向上について (協力依頼)

平素より、本県の保健医療介護行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

医師・歯科医師・薬剤師届出につきましては、届出の実施について御協力いただいているところですが、今般、厚生労働省から別添のとおり届出率の維持・向上に係る協力依頼がありました。

つきましては、関係機関に対して、届出を行っていない場合は県内保健所・保健福祉(環境)事務所への届出が必要な旨、御周知いただきますよう御協力お願い申し上げます。

別添資料

- ・令和5年3月6日付事務連絡「三師届における届出率の維持・向上について(再協力依頼)」(厚生労働省)
- ・届出のお願い(厚生労働省)

(お問い合わせ先)

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課  
企画広報係 中山

TEL : 092-643-3238

FAX : 092-643-3241

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省  
医政局医事課長  
医政局歯科保健課長  
医薬・生活衛生局総務課長  
政策統括官付保健統計室長

三師届における届出率の維持・向上について（再協力依頼）

平素より厚生労働行政に関する深いご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、本年1月18日付けの事務連絡により、各都道府県及び各保健所に届出率の維持・向上を図るため協力をお願いしたところ です。

今般、各都道府県から厚生労働省宛てに紙による届出票を送付いただきましたので、紙による届出数とオンラインによる届出数を合計し、令和2年度の届出数と比較したところ、届出数が前回よりも少ない状況となっています。

本届出票は、統計の基礎資料となるだけでなく、国や都道府県における医師等の確保対策を検討する上で重要な基礎資料となるものであるため、改めまして、届出率の維持・向上を図るため、ご多忙のところ大変恐縮ですが、下記のとおりご協力をお願いします。

なお、貴管内保健所に対しては、貴職からご連絡をお願いします。

記

1. 各都道府県において

- (1) 今回お送りする各都道府県における届出数（紙・オンライン）、前回届出数との比較資料及び施設別のオンライン届出数の資料を貴管内の各保健所へ提供ください。
- (2) 関係団体に対して、会員等が届出をしていない場合には速やかに届出をお願いしたい旨、幅広く周知・協力依頼をお願いします。

2. 各保健所において

過去の届出年度において、各保健所が把握する紙による届出をしてきた施設のうち、令和4年度の届出において、「紙による届出」も「オンラインによる届出」も行っていない施設に対して、届出を行っていただくよう、ご連絡をお願いします。届出状況の把握が難しい場合、届出をしていない場合には速やかに届出をお願いしたい旨、幅広く周知・協力依頼をお願いします。

照会先（代表電話：03-5253-1111）

厚生労働省医政局医事課（内線 2567）

医政局歯科保健課（内線 2618）

医薬・生活衛生局総務課（内線 4266）

政策統括官付保健統計室（内線 7523、7515）

## 届出のお願い

# 医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

## 本年は2年に一度の届出年です。

令和4年12月31日現在の状況をお知らせください。

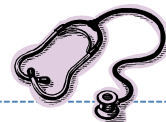
- 医療機関等にお勤めの方は、オンラインによる届出が可能となりました。
- オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する医師等以外の方は、お近くの保健所へ届出ください。

### 対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方  
※ 現在、就労していない方も含みます。

### 届出の期限

令和5年1月16日（月）まで



## Q & A

### Q 届出をしなければいけないのですか？

A 医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に一度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

### Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計・公表し、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用にご同意いただいた場合には、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと原則「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

### Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

### Q オンラインによる届出はどのように行うのですか？

A 厚生労働省ホームページから、お勤めの医療機関等から提供される専用のID・PWを用いてログインし、届出してください。

- ▶ 厚生労働省ホームページ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryuojishu-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuojishu-todokede-sys.html)



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

